

第一百八十六回 参議院憲法審査会會議録第一一號

平成二十六年五月十四日(水曜日)
午後零時二十六分開会

委員の異動

一月二十六日

辞任

中泉 松司君

大島 九州男君

寺田 典城君

五月九日

辞任

山下 雄平君

藤末 健三君

川田 龍平君

五月十一日

辞任

大家 敏志君

伊達 忠一君

小坂 憲次君

五月十九日

辞任

大家 敏志君

伊達 忠一君

赤池 誠章君

五月十七日

辞任

大家 敏志君

宇都 隆史君

石井 正弘君

昌宏君

五月二十一日

辞任

伊達 忠一君

五月九日

幹事

大家 敏志君

五月十一日

幹事

大家 敏志君

五月十九日

幹事

大家 敏志君

五月十七日

幹事

大家 敏志君

出席者は左のとおり。

委員

宇都

石井

石井

正弘君

昌宏君

五月九日

幹事

伊達 忠一君

五月十一日

幹事

伊達 忠一君

五月十九日

幹事

宇都

宇都

隆史君

五月九日

幹事

伊達 忠一君

五月十一日

幹事

伊達 忠一君

五月十九日

幹事

伊達 忠一君

五月十九日

幹事

伊達 忠一君

五月十九日

衆議院議員

発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発 発

議 議 議 議 議 議 議

者 者 者 者 者 者 者

島 中 光 成 君

島 中 三 谷

島 中 石 井

島 中 石 田

島 中 正 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 福 島 み づ ほ 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

島 中 吉 良 よ し 子 君

島 中 北 側 一 雄 君

島 中 幸 男 君

島 中 英 弘 君

島 中 元 君

あります。

また、組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について、改正法施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の検討条項を改正法附則に規定することとしたしました。

さらに、在職中、国民投票運動を行うことができない公務員として、新たに、裁判官、検察官、公安委員会の委員及び警察官を加え、この違反に対するは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処することといたしました。

第三に、国民投票の対象拡大について申し上げます。

この改正案では、憲法改正問題についての国民投票制度に関し、現行法附則第十二条の検討条項に代えて、改めて、その意義及び必要性について、更に検討を加え、必要な措置を講ずる旨の検討条項を改正法附則に規定することといたしました。

この改正案については、昨年十二月に自由民主党、公明党の実務者で合意した後、憲法改正に関する土俵づくりに関する重要な法律であることに鑑みて、できるだけ多くの会派と共に提出したいとの考え方の下、野党各党と個別に、あるいは一堂に会する場で、濃密な協議を行つてまいりました。多くの会派の御主張を取り入れ、当初の与党案に修正を施した上で御賛同をいただきましたが、その結果、自由民主党、公明党に加えて、民主黨・無所属クラブ、日本維新の会、みんなの党、結いの党、生活の党の七会派でこの改正案を共同提出することとなつた次第であります。

以上が、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨及び概要であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決く

ださいますようお願いいたします。

○会長(小坂憲次君) 以上で趣旨説明の聽取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

一、憲法の改悪に反対し、九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願(第九五六号)

日本国憲法九条を変えることの反対に関する請願

紹介議員 系数 慶子君
第九五六号 平成二十六年三月二十六日受理
請願者 神奈川県横須賀市 久保祥子 外
七百四十九名

日本国憲法は、おびただしい犠牲を強いた戦争への反省から、平和と民主主義の願いを込めて作られた。中でも戦争の放棄を定めた憲法第九条は、二十一世紀の平和な国際社会の在り方を示すものとして国内外の人々からの熱い期待と支持を集めている。しかし、今憲法第九条を変えアメリカの戦争で自衛隊が武力を行使できるようにし、人権や自由を制限して、日本を再び戦争をする国にしようとする動きが強まっている。憲法を変えるこのような動きを受け入れることはできない。

ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすこと。
二、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第三月七日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願(第四八七号)

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第四八七号 平成二十六年二月二十四日受理

請願者 千葉県浦安市 岩崎一男 外十三名

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第五五五号 平成二十六年三月二十七日受理

請願者 新潟県上越市 小菅慶子 外三十一名

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第六一四〇号 平成二十六年四月七日受理

請願者 札幌市 中澤綾 外千五百八名

憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第七一一四号 平成二十六年四月七日受理

請願者 宮崎県日南市 根井潤子 外千五百八名

憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第八一四五号 平成二十六年四月七日受理

請願者 新潟県上越市 吉村実 外一名

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第九五六号 平成二十六年三月二十七日受理

請願者 新潟県上越市 吉村実 外一名

憲法改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすことに関する請願

第十第一四一号 平成二十六年四月七日受理

請願者 宮崎県日南市 根井潤子 外千五百八名

憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第十一一四二号 平成二十六年四月七日受理

請願者 宮崎県日南市 根井潤子 外千五百八名

憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第十二一四三号 平成二十六年四月七日受理

請願者 宮崎県日南市 根井潤子 外千五百八名

二十一世紀の世界の在り方を示すものとして平和を愛する国内外の人々の熱い支持を集めている。

しかし、今憲法第九条を変え自衛隊を政府の意のままに海外に送り出せるようにし、自由や人権を制限し、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっている。このような憲法改悪の動きを受け入れることはできない。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、平和のためにいかすこと。

四月十八日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願(第一一三九号)(第一一四〇号)(第一一四一号)

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第一一三九号 平成二十六年四月七日受理

請願者 新潟市 見田八重子 外千五百八名

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第一一四〇号 平成二十六年四月七日受理

請願者 札幌市 中澤綾 外千五百八名

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第一一四一号 平成二十六年四月七日受理

請願者 宮崎県日南市 根井潤子 外千五百八名

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第一一四二号 平成二十六年四月七日受理

請願者 宮崎県日南市 根井潤子 外千五百八名

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第一一四三号 平成二十六年四月七日受理

請願者 宮崎県日南市 根井潤子 外千五百八名

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第一一四四号 平成二十六年四月七日受理

請願者 宮崎県日南市 根井潤子 外千五百八名

憲法改悪に反対し、第九条を守り、いかすことに関する請願

第一一四五号 平成二十六年四月七日受理

請願者 宮崎県日南市 根井潤子 外千五百八名

この請願の趣旨は、第一二〇五号と同じである。

四月二十五日本審査会に左の案件が付託された。

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

関する請願(第一一六二号)

一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに

関する請願(第一二三二号)

一、憲法第九条・第九十六条改悪反対に関する

請願(第一二三二号)

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

関する請願(第一二七八号)

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに

関する請願(第一二七八号)

第一一六二号 平成二十六年四月十一日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

る法整備を行おうとする解釈改憲の動きも急である。この狙いは、アメリカの軍隊と共に自衛隊があ

海外で戦争できるようにするもので、国際紛争解

決のための武力行使を禁ずる憲法の基本理念とは

一致しない。今こそ日本国憲法の恒久平和、国民

主権、基本的人権の三原則を始めとする各条項の

遵守が求められている。特に、平和のうちに生

き、暮らしたいとの国民の総意を反映した憲法第

九条を政治・外交にいかし、日本が世界平和に貢

献するよう求める。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜き、平和の

ためにいかすこと。

第一一六二号 平成二十六年四月十五日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

第一一二七八号 平成二十六年四月十七日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願

請願 評議員 川崎市 大城耀子 外千百六十五名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

一、憲法を改悪せず、第九条を守ることに

関する請願(第一二九三号)

一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願(第一二九三号)

第一一三四八号 平成二十六年四月二十五日受理
憲法を改悪することの反対に関する請願

請願 評議員 神奈川県横須賀市 白石和香菜外七百四名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第九二六号と同じである。

一、憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

請願(第一一三四八号)

第一一四四九号 平成二十六年四月二十八日受理
憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する請願

第三

第一一四四九号

第一百条の次に次の二条を加える。

(公務員の政治的行為の制限に関する特例)

第百条の一 公務員(日本銀行の役員(日本銀行法

(平成九年法律第八十九号)第二十六条第一項に

規定する役員をいう。)を含み、第二百二条各号に

掲げる者を除く。以下この条において同じ。)

は、公務員の政治的目的をもって行われる政治的行為又は積極的な政治運動若しくは政治活動その他の行為(以下この条において単に「政治的行為」という。)を禁止する他の法令の規定(以下この条において「政治的行為禁止規定」という)にかかるわらず、国会が憲法改正を発議した日から国民投票の期日までの間、国民投票運動(憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。)及び憲法改正に関する意見の表明をすることができる。ただし、政治的行為禁止規定により禁止されている他の政治的行為を伴う場合は、この限りでない。

第二百一条の見出し中「中央選挙管理会の委員等」を「特定公務員」に改め、同条中「中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員並びに国民投票広報協議会事務局の職員」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 中央選挙管理会の委員及び職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員

二 国民投票広報協議会事務局の職員

三 裁判官

四 檢察官

五 国家公安委員会又は都道府県公安委員会若しくは方面公安委員会の委員

六 警察官

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

附則第十一條及び第十一條を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行後四年を経過するまでの間にその期日がある国民投票(日本国憲法の改正手続に関する法律第一条に規定する国民投票をいう。)に係る同法第三条、第二十二条第一項、第三十五条及び第三十六条第一項の規定の適用については、これらの規定中「満十八年以上」とあるのは、「満二十岁以上」とする。

(法制上の措置)

3 国は、この法律の施行後速やかに、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができるなどとなるよう、国民投票の投票権を有する者の年齢と選挙権を有する者の年齢との均衡等を勘案し、公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

4 国は、この法律の施行後速やかに、公務員の政治的中立性及び公務の公正性を確保する等の観点から、国民投票運動に関する組織により行われる勧誘運動、署名運動及び示威運動の公務員による企画、主宰及び指導並びにこれらに類する行為に対する規制の在り方について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(憲法改正問題についての国民投票制度に関する検討)

5 国は、この法律の施行後速やかに、憲法改正を要する問題及び憲法改正の対象となり得る問題についての国民投票制度に関する間接民主制との整合性の確保その他の観点から更に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

第一号中正誤

ページ段行

七六

終わり

強化と

誤

正